

令和 7 年 7 月
(第 24 回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和 7 年 7 月 25 日 (金曜日)

令和7年7月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和7年7月25日（金曜日） 午前9時00分～午前9時45分

2 開催場所 南大隅町役場 佐多支所

3 (1) 出席委員（10人）

委 員	2 番	徳 留 徳 次
〃	3 番	田 淵 哲 朗
〃	5 番	溝 田 耕 一
〃	6 番	後 藤 望
〃	7 番	富 田 良 成
〃	8 番	吉 永 一 雪
〃	9 番	山 之 口 勝一
〃	10 番	川 田 原 司
〃	11 番	北 之 口 洋一
〃	12 番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長	木佐貫 公子
事務局書記	立切 駿矢
事務局会計年度任用職員	西原 真由美
佐多支所産業グループ	持留 明広

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第102号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第103号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第104号 非農地証明願いに係る証明について
議案第105号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和7年7月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は10名です。1番、淵脇委員と13番、橋口委員から欠席の届けがありました。よって12名中10名ですので、総会は成立しております。
農地利用最適化推進委員については、11名の出席でございます。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、8番の吉永委員と9番の山之口委員を指名致します。
本日の会議書記には事務局職員の立切氏と西原氏を指名致します。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第102号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
許可申請は3件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが3件でございます。

(1ページ議案第102号の議案書、2ページの集計表読み上げ)

受付番号1番の資料については、3ページから4ページです。772㎡のうち500㎡を一般住宅として5条の転用、残地の272㎡を農地として3条申請するものです。
5条については、議案第103号にて後ほど審議いただきますのでよろしくお願いいたします。また、別添の調査表についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思います。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

5番： 5番溝田です。7月22日午前9時より申請人の父親と徳留委員、岩下推進委員、事務局で現地調査を行いました。申請地は〇〇自治会内の〇〇の近くです。南と東は宅地、北は水田、西は道路です。申請地は772㎡のうち500㎡に住宅を新築予定で残地272㎡を家庭菜園として野菜を作付け予定であり、周囲に迷惑をかけることもなく問題ないと考えます。

議長： ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
地区担当の岩下推進委員、何かご意見等ありませんか。

推進委員： 岩下です。溝田委員の報告のとおりです。

議長： よろしいですか。
それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。

受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。
全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第102号 受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第102号 受付番号1番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第102号 受付番号2番です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 受付番号2番の資料については5ページから6ページです。
それぞれお目通しください。また、別添の調査表についても併せてご覧いただきたい
と思います。よろしくお願いします。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

11番： 北之口です。7月20日14時から野村推進員と申請人と現地調査を行いました。申請地は〇〇より〇〇方向へ160mほど進み、右折して40mくらいの右側にありました。当該地の2筆を一体として利用されており、梅、柿、スモモなどが植えられていました。譲渡人は令和6年に相続により取得しましたが農業をしておらず、管理もできないことから親戚である譲受人へ贈与するということになったようです。取得後は大根、白菜等を作付け予定ということでなんら問題ないと考えます。

議長： ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
地区担当の野村推進委員、何かご意見等ありませんか。

推進委員： 野村です。北之口委員の報告のとおりです。

議長： よろしいですか。
それでは、受付番号2番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたい
と思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号2番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。
全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第102号 受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 102 号 受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 102 号 受付番号 3 番です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 受付番号 3 番の資料については 7 ページから 8 ページです。
それぞれお目通しください。また、別添の調査表についても併せてご覧いただきたい
と思います。よろしくお願いします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

10 番： 10 番川田原です。令和 7 年 7 月 18 日午後 1 時から推進委員の瀬戸山氏と申請人
と現地調査を行いました。申請地は〇〇から南に直線で 5.5 km の高台にある〇
〇地区にあり〇〇からすぐ入ったところにありました。申請地は譲渡人より無償で
借り受けて、譲受人の父親が簡易的な牛舎を建設し、残りは菜園として利用してい
ました。申請人は昨年定年を機に県外から帰省しました。申請人の父親が昨年 9 月
に畜産業を廃業し、土地を返還しようとしたところ譲渡人より無償でいいので貰っ
てほしいとのことで今回の申請に至ったということでした。譲渡人と譲受人は親戚
で関係であり、今後も譲受人が牛舎のあとは倉庫として利用し、畑は家庭菜園とし
て利用するという事でなんら問題ないと考えます。

議 長： ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入
ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
地区担当の瀬戸山推進委員、何かご意見等ありませんか。

推進委員：瀬戸山です。川田原委員の報告のとおりです。

議 長： よろしいですか。
それでは、受付番号 3 番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思
います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号 3 番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございました。
全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、
議案第 102 号 受付番号 3 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いし
ます。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 102 号 受付番号 3 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 103 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致しま

す。許可申請は1件です。事務局より説明を求めます。

事務局： それでは、9ページの議案第103号の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。

(9ページ議案第103号の議案書の読み上げ)

資料については、10ページから20ページまででございます。転用目的は一般住宅に関するものです。それぞれお目通しください。なお、農地の区分と転用目的は問題ないと考えますので、よろしくお願いします。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

5 番： 溝田です。7月22日午前9時半から申請人の父親と徳留委員、岩下推進委員、事務局で現地調査を行いました。場所は先ほどの3条と同じ場所です。772㎡のうち500㎡は一般住宅を建設し残地は家庭菜園で利用するというものでした。雨水と家庭内排水は合併浄化槽を利用し、西側の排水路に流すということで周囲に影響もないので問題ないと考えます。

議長： ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の岩下推進委員、何かご意見等ありませんか。

推進委員： 岩下です。溝田委員の報告のとおりです。

議長： よろしいですか。
それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございました。
全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第103号 受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第103号 受付番号1番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第104号「非農地証明願いに係る証明について」を議題と致します。
申請件数は2件です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、21ページの議案第104号の議案書をご覧下さい。
今月の非農地証明願いに係る証明の申請は2件です。

(21ページ 議案第104号の議案書の読み上げ)

受付番号1番の資料については、22ページから24ページです。
また、その他資料に現地の写真がございますので、それぞれ御目通してください。
よろしくお願いします。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告ですが、地区担当の橋口委員が欠席ですので、宇都推進委員より報告をお願い致します。

推進委員： 宇都です。申請地は、〇〇自治会内にあり、〇〇交差点を〇〇方面へ1kmほど行った場所です。長年にわたり耕作がされておらず杉とヒノキが植えてありました。今後農地への復元は難しいと思われます。

議長： ただ今、事務局からの説明及び担当推進委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。
それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号1番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございました。
全推進委員、承認やむなし。でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第104号受付番号1番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第104号受付番号1番は、非農地として承認することに決定いたします。

議長： 次に受付番号2番です。事務局より説明をお願いします。

事務局： 受付番号2番の資料については、25ページから27ページです。
また、その他資料に現地の写真がございますので、それぞれ御目通してください。よろしくお願いします。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告をお願いいたします。

11番： 北之口です。7月17日13時20分から田島推進委員と現地調査を行いました。申請地は、〇〇自治会内にありました。道路の西側が〇〇自治会、東側が全体的山林となっている位置関係にある山林の奥にあります。全体が整備されておらず特定でき

ませんでした。申請地周辺は長年にわたり耕作が放棄されたため山林化した土地であり、今後農地への復元は難しいと思われるため、非農地とすることは妥当と考えます。

議長： ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありました。これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
地区担当の田島推進委員、何かご意見等ありませんか。

推進委員： 田島です。北之口委員の報告のとおりです。

議長： よろしいですか。
それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号2番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございました。
全推進委員、承認やむなし。でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第104号受付番号2番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第104号受付番号2番は、非農地として承認することに決定いたします。

議長： 次に、議案第105号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 町長より農用地利用集積等促進計画案に係る意見を求められておりますので、説明します。

(28ページ 議案第105号の議案書の読み上げ)

29ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)

30ページから44ページの促進計画案については、それぞれ御目通しください。

議長： 15番、16番に山之口委員に関する議案が提出されております。よって南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退室していただきます。

(山之口委員退室)

議長： まず、議案105号のうち15番、16番について質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。
それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
議案第１０５号のうち１５番、１６番の促進計画案について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございました。
全推進委員、異議なしでございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第１０５号のうち１５番、１６番について、促進計画案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第１０５号のうち１５番、１６番は促進計画案のとおり決定いたします。

(山之口委員入室)

議 長： 次に議案第１０５号のうち１番から１４番、１７番から１１６番について質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。
それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
議案第１０５号のうち１番から１４番、１７番から１１６番の促進計画案について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございました。
全推進委員、異議なしでございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第１０５号のうち１番から１４番、１７番から１１６番について、促進計画案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第１０５号のうち１番から１４番、１７番から１１６番は、促進計画案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： その他、あっせん申出、8月の行事予定、県外研修について

議長： よろしいですか。
以上をもちまして、令和7年7月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋口 初男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員